

業務改善命令に対する改善計画書

令和7年6月6日

文化庁長官 都 倉 俊 一 殿

協同組合日本脚本家連盟

理事長 鎌 田 敏 夫

貴庁の令和7年3月7日付6文庁第5843号「著作権等管理事業法第20条の規定に基づく業務改善命令（通知）（以下「業務改善命令」といいます。）に対する当連盟の改善計画を報告します。

第1 業務改善命令の内容

業務改善命令（通知）の内容は、以下のとおりです。

1 通知の（1）

現存の未払使用料を早期に解消し、本件について関係者に対し情報提供を行なうこと。

2 通知の（2）

前記事実の再発防止にむけて未払い使用料に係る管理の在り方を見直すこと。

3 通知の（3）

適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること。

4 通知の（4）

上記（1）～（3）を速やかに実施するための具体的な計画及び実現に向けた工程表を、令和7年4月30日までに文化庁に提出すること。

第2 第1の1について〔現存の未払使用料の早期の解消。一般社団法人日本音声製作者連盟（以下「音声連」という。）に係る分を除く〕。

I. 管理委託契約約款の不備の解消

著作権等管理事業法施行時の当連盟管理委託契約約款に関する制度設計において、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」によって著作権管理業務を行っていた実務が反映されず、収受した使用料が分配不明な場合の対処法が定められていなかったことで、長期間にわたる内部留保が発生した。

令和5年の総代会において、管理委託契約約款の変更を決議し、同年11月1日文化庁長官に届出て、令和6年4月1日より施行した。分配保留及び10年を超えて分配不明な場合の委託者共通目的事業への支出等の規定を整備した。

今後は後記分配委員会により、実務担当者との意見交換の機会を定期的に設け、分配業務に関する問題点の確認及び解決を図る。

II. 未払使用料の解消

1 現存する未払使用料（令和6年12月5日貴庁に対する報告書記載の金額など）は次のとおり分類することができる。

（1）昭和49年～平成22年度 約1億6800万円 〔未払分A〕

（2）平成23年～令和3年度 約6800万円（令和7年4月30日時点では約4950万円） 〔未払分B〕

（3）令和4年～令和6年度 約8800万円（令和7年4月30日時点では約8800万円のうち令和6年度分が約6800万円） 〔未払分C〕

（4）令和7年度以降 〔未払分D〕

2 〔未払分A〕～〔未払分C〕について次のとおり権利者の探索を行なう。

（1）送金元である事業者に対し、本件の業務改善命令を踏まえ、権利者が特定できない場合の当連盟の処理（管理委託契約の当該規定を明記する）を記し、期限を定めて権利者特定の間い合わせの書面を普通郵便で2回送付する。ただし、回答があり、対応が進んだ場合は2回目の郵送はしない。

上記手続の工程は、現在、次のとおり想定している。なお、問い合わせ書面及び問い合わせ

せ不能の判定については統一書式を制定し、当該書面（記録）を当連盟所定の期間保管するものとする。

- ① 令和7年6月の総代会の決議後、令和7年6月中に開始する。
- ② 書面の郵送を複数回行なう場合、その予定を記す。（2回目は令和7年9月予定）
- ③ 事業者の回答により権利者が特定された場合には当該権利者に支払いを行ない、回答がない場合、あるいは回答結果によっては個人情報等に配慮しつつ探索の場を広げるなどの手を尽くしたうえで、それでもなお権利者が特定できない場合は、（2）のとおり処理を行なう。

（2）上記の探索手続によるも権利者が特定できない場合

① 〔未払分A〕について

令和8年3月末日時点の〔未払分A〕残金について、令和8年5月に分配委員会を開催し、理事会の決議を経て、連盟の収入に計上し、後記「分別管理」記載の「分配不能金口座」の名称を「共通目的事業積立金口座」に変更して管理する。

② 〔未払分B〕について

令和9年3月末日時点の〔未払分B〕残金について、令和9年5月に分配委員会を開催し、入金日から満10年を超える入金については、理事会の決議を経て、連盟の収入に計上し、前記「共通目的事業積立金口座」に移動して管理する。

以後の年度も順次、同様の扱いとする。

③ 〔未払分C〕について

令和8年3月末日時点の〔未払分C〕残金について、令和8年5月に分配委員会を開催し、入金日から満3年を超える入金については、理事会の決議を経て、後記「分別管理」記載の「分配保留金口座」に移動して管理し、令和8年6月及び令和8年9月に探索の書面を送金元に送付する。

以後の年度も順次、同様の扱いとする。

④ 〔未払分D〕について

〔未払分C〕と同様の運用とし、以後の年度も順次、同様の扱いとする。

3 海外団体からの入金に関する権利者不明対策を強化する。

CISAC（著作権協会国際連合）に再加入し、作品情報データ交換（CIS-Net 利用等）を促進することにより、海外団体からの利用報告に関するレポートリー確認の徹底を図る。

第3 第1の1について〔現存の未払使用料の早期の解消。音声連関係〕

I. 一般社団法人日本音声製作者連盟（音声連）入金分未払金の解消

当連盟は、令和7年3月11日、音声連との協議を開始し、現存する過去10年間分（平成23年度以前は再分配済。）の未払額（約1800万円）について令和7年5月31日までに両団体で精査を行なった。

その結果、現存する未払額は、令和7年度中に音声連に全額返金する予定。

今後の收受方法について、令和7年4月入金分から、音声連がリストを当連盟に提出し、当連盟において権利者の確認後、当連盟から音声連に請求書を発行し、これを受けて音声連が連盟に使用料を支払うこととする。今後は非委託者分の收受は発生しない。

第4 第1の1について〔現存の未払使用料の早期の解消。関係者に対する情報提供〕

I. 関係者に対する情報提供

1 ホームページでの情報提供

令和7年3月7日当連盟のホームページにおいて本改善命令の内容とこれに対する当連盟の「お詫び」と今後の対応について情報を開示し、現在も同様な措置を継続している。

今後は、業務改善命令に基づく改善計画の内容を決定後、適宜、開示していくものとする。

また、探索するも不明な場合の非委託者に関する情報提供については、個人情報の取扱いを考慮の上、判断する。

2 連盟員・委託者への情報提供

令和7年3月7日付の書面において連盟員・委託者の全員に当連盟「お詫び」と今後の対応について情報を開示し、説明を行なった。

なお、当連盟は、令和7年4月2日の理事会において、令和7年度以降は、総代会で承認された当連盟の決算（財務諸表を含む）を連盟員だけでなく、連盟員でない委託者に対しても報告することを決議し、令和7年5月に送付した。

また、改善計画の内容を決定後、逐次、機関紙である脚本家ニュースなどで報告する予定である。

3 事業者への情報提供

事業者に対する情報提供は、ホームページに加えて、分配不明になっている使用料の送金元事業者に対しては、権利者探索に関する協力を依頼する。

第5 第1の2について〔前記事実の再発防止にむけて未払い使用料に係る管理の在り方を見直すこと〕

I. 再発防止にむけた未払使用料に係る管理の改善

1 会計システムと分配システムの連携

当連盟においては、従前は1名しか会計システムと分配システムの連携機能を利用できなかった点を、令和6年11月から2名で利用できるように変更した。これにより、会計システムのデータと分配システムのデータの一致が容易になった。

2 分配システムの改修（適正な使用料の分配）

現在、当連盟において利用している分配システム（SMILE BS）のサポート期間が満了するため改修作業を行なっているが、当該改修後に入金額の上書防止や変更履歴の保存機能の拡充等のシステムの機能増強をすることによって、適正な使用料の分配や未払使用料の確定、管理を強化することを計画している。

上記改修作業はすでに令和7年1月から行なっており、同年8月には改修を終了させ、その後のシステムの機能増強は、同年9月から令和8年9月までに行なう予定としている。

3 分別管理（使用料と未払使用料の分別管理）

当連盟は、未払使用料の適正な管理のため、収受した使用料を管理する銀行口座とは別に、未払使用料を管理する銀行口座として、入金日から満3年を超える未払金を管理する「分配保留金口座」及び入金日から満10年を超えても分配不能のままの使用料を管理する「分配不能金口座」を令和7年6月に開設する。なお、「分配不能金口座」については前記第2のII.2の探索を行なったのち「共通目的事業積立金口座」に名称変更して管理する。

第6 第1の3について〔適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること〕

I. 分配業務体制の強化

1 分配委員会の設置

当連盟の委員会として「分配委員会」を設置するものとする。

(1) 委員会設置は、令和7年度総代会（令和7年6月11日開催予定）における規約改訂の決議を経て、設置する。

(2) 委員会の委員は、理事、理事以外の連盟員、外部監事などにより選任する。

(3) 委員会は半期毎（毎年5月と11月。ただし、令和7年7月の委員を選任直後に第1回を行なうものとする。）を開催する。

2 分配委員会においては、次の業務を行なう。

〔未払分A〕探索後の分配不能金の認定及び「分配不能金口座」から「共通目的事業積立金口座」への名称変更、〔未払分B〕探索後の残金のうち入金日から満10年を超えるものの前記「共通目的事業積立金口座」への移動及び入金日から満3年を超えるものを分配保留金として「分配保留金口座」に移動するか否かの認定を行ない、理事会に意見を答申する。

第7 第1の3について〔適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること／人員配置〕

I. 人員対応

以下のとおり、今回の事案の発生の主な原因のひとつには事務局の人員不足の問題があった。

1 昭和49年度から平成21年度は、当連盟著作権管理事業黎明期にあたり、財政状況も厳しく、職員3名乃至4名で管理事業（利用者団体との契約交渉を含む）及び脚本家の権利侵害等紛争解決等を担務していた。平成24年度から実質的増員が始まったが、媒体別1部門複数体制の確立には至らなかった。令和3年に職員1名の体調不良により、業務が滞った。その反省を踏まえ、媒体別1部門複数体制の確立へ向けた職員増員が始まった。

2 当連盟は令和3年4月1日以降で10名の職員を増員した。媒体別担当者1人体制を解消し、複数名で相互チェック可能な体制を構築するとともに人事配置の見直し（部門別の業務量

等を勘案)を適宜行ない、配置転換を含め組織の効率化を進めている。

- 3 増員以降、未払使用料件数は減少しているが、令和7年6月から新たに未払金探索部門を設け、未払使用料の解消を目指す。当初は1名体制で開始するが、他の部門同様に令和7年度内には複数名体制とする。
- 4 令和3年度以前の過去分未払金探索は、「放送」「ビデオ」「配信」「国外」の入金元締担当および徴収・分配チーム主任が兼務する。
- 5 今後の人事計画は、業務量の増加程度及び人員の育成等を勘案し、財務状況に応じて増員を検討する。

第8 将来的ビジョンについて

今回の未払解消工程の後、共通目的事業積立金が発生した場合には、当連盟の分配システムの未払解消を目的とする改修費用への支出を最優先とし、信頼の早期回復及び再発防止のために支出する。

また、CISACへの再加入によって、海外での著作物利用の実態等に関する情報収集に努め、国際的な著作物利用の一層の活性化を図るとともに、未だ遅れているアジア・太平洋地域における脚本家の権利をより確かなものにするための事業等にも役立てていくことを目指す。

以上